

国内の社会経済動向

(1) かつて経験したことのない人口減少・超高齢社会の到来
○今後、本市でも人口が減少傾向に転じ、住宅・土地の需要の低下や消費市場の縮小等が顕在化し、かつて直面したことのない問題の発生につながる可能性があります。

(2) 時間や空間にしばられない働き方改革の進展
○働き方改革の進展によって、昼間人口の増加による市内消費の喚起、女性や高齢者をはじめとする働き手の掘り起こしによる税収の増加など、様々な経済波及効果の創出が大いに期待されます。

(3) 広域的な交通利便性の向上と生産緑地の指定解除による宅地の過剰供給の恐れ
○大型の物流施設や商業施設の新規立地等の波及効果の創出が期待されます。また、平成34(2022)年以降、生産緑地の指定解除による新たな定住人口の獲得を巡る都市間競争がし烈さを増していくおそれがあります。

(4) 今後さらに重要性が高まると見込まれる地域コミュニティの役割
○今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化すると見込まれる中、地域コミュニティが果たす役割の重要性は従来にも増して高まると見込まれます。

(5) 今後さらに深刻さを増していくと見込まれる財政構造の硬直化
○多様な主体との協働に根ざした取組を強化するとともに、行財政運営の仕組みや手法の改善・改革を柔軟かつ継続的に推進する重要性がさらに高まると見込まれます。

答申事項1 本市を取り巻く課題

将来的な人口減少社会の到来
○全国的な人口減少社会の到来
○地方部から首都圏への転入減の影響による首都圏の人口減少
○本市にも迫りくる人口増加のピーク(平成39(2027)年頃)
○地域社会が抱える問題や課題の多様化・複雑化

増加する保育・教育ニーズ
○今後も当面は続くと見込まれる年少人口(0~14歳)の増加
○働き方改革の進展(共働き世帯の増加)
○保育・幼児教育の無償化(平成31(2019)年10月~)
○待機児童の解消

加速化する高齢者の増加
○平成37(2025)年頃までに団塊世代が75歳以上に移行
○高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加
○高齢者を狙った犯罪が増加するおそれ
○医療・介護需要の増加
○地域コミュニティの弱体化

求められる安心・安全
○全国的に激甚化する大規模な自然災害
○高齢者を狙った犯罪が増加するおそれ
○広域的な幹線道路網の整備進展に伴う自動車交通量の増加
○道路や上下水道などの生活基盤施設の老朽化の進展

激しさを増していく都市間競争
○外環道や圏央道の整備進展に伴う人・モノ・お金の移動の活発化
○生産緑地の指定解除に伴う、宅地の供給増加
○独自性を持ったプロモーション・ブランディング戦略の重要性の高まり

財政構造の硬直化の進展
○高齢者の増加による市税収入の減少
○扶助費や既存の公共施設等の更新費用の増加
○新たな施策・事業に充当可能な経営資源(財源・職員など)の減少

答申に向けて
本案に対してご意見をいただきます。

答申事項2 目指すまちのイメージ(将来都市像)

10年後、さらにはその先を見据えた流山市が目指すべきまちの姿・イメージ

現計画
基本構想(平成12年~)
『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』
後期基本計画(平成22年~)
具体的な都市のイメージ
「都心から一番近い森のまち」

答申に向けて
各回でお示しする事務局案に対してご意見をいただきます。

答申事項3 まちづくりの基本理念

流山市が目指すまちの実現に向け、全ての政策分野の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方

現計画
価値あるまちづくり
「人間の価値」…住んでいる人を知り、
「自然の価値」…住む人の環境に配慮し、人と自然の共存を図り、
「文化の価値」…郷土の歴史を知り、文化の創造を目指し、
開かれた市政のもとに、市民と行政がともに手を取りあって真の豊かさの実感できるまちを創造していきます。

答申に向けて
各回でお示しする事務局案に対してご意見をいただきます。

答申事項4 まちづくりの基本政策

流山市が目指すまちの実現に向け、分野ごとに今後どのようなまちづくりを目指すのか明らかにしたもの

- 現計画
1. 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山(都市基盤)
2. 生活の豊かさを実感できる流山(生活環境)
3. 学び、受け継がれ、進展する流山(教育文化)
4. 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山(市民福祉)
5. 賑わいと活気に満ちた流山(産業振興)

答申に向けて
各回でお示しする事務局案に対してご意見をいただきます。

答申事項5 計画を推進するための市政経営

市政経営の基本方針

現計画
行財政運営
公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営(行政の充実)

答申に向けて
各回でお示しする事務局案に対してご意見をいただきます。